

第 92 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

令和 4 年 1 月 25 日（火） 午前 10 時から午後 0 時 50 分まで

2 開催場所

盛岡市中ノ橋通 1 丁目 1-10 プラザおでって 3 階 大会議室

3 出席者

【委員 9 名 敬称略・五十音順】

伊 藤 歩（会長）
伊 藤 絹 子（リモート）
大 嶋 江利子（リモート）
大 西 尚 樹（リモート）
久保田 多余子（リモート）
鈴 木 まほろ
永 幡 幸 司
三 宅 諭
由 井 正 敏（リモート）

【専門調査員 2 名 敬称略・五十音順】

大河原 正文
前 田 琢

【事務局】

環境保全課総括課長 黒 田 農
環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長 阿 部 茂
その他関係職員

【事業者】

稲庭ウインド合同会社

4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中、会場参集 4 名・リモート 5 名の計 9 名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。）

（仮称）稲庭風力発電事業環境影響評価方法書について

（初めに、希少動植物及び土地取引に関する地権者の個人情報等に関する審議については、会議の一部を非公開として行うことについて会長からお諮りし、委員の了承を得た。）

[伊藤歩会長]

それでは、「(仮称)稲庭風力発電事業環境影響評価方法書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明後、事業者(稲庭ウインド合同会社)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[伊藤歩会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。事業者に説明をお願いします。

(事業者が事業内容等について説明しました。)

[伊藤歩会長]

御説明ありがとうございました。リモートで参加された委員様も説明内容を聞き取れたでしょうか。大丈夫であれば、アクションをお願いします。大丈夫そうですね。それではただいまの説明について、内容の確認を含めて、事前の質問に対する回答と再質問に対する回答について、順番に確認していきたいと思います。なお希少動植物に関する御質問については、一般的事項について審議いただいた後に、非公開による審議の時間を設けますので、その際に、御発言をお願いしたいと思います。それでは最初に質問【1】から見ていきたいと思いますが、こちらは私からの質問になります。追加の質問でも「フォトモンタージュについて風車の規模感を早めに把握しておくことが重要」ということで御指摘させていただきましたが、準備書以降で対応するという御回答で非常に残念に思っております。最初の段階でどんな形、どの様に見えるのかというのは知っておきたいと考えております。質問【1】について、他の委員の方から追加の質問等ございますか。よろしいでしょうか。それから、質問【2】についても私からの意見ですが、風車の基礎の杭の長さが、湧水に対してどう影響するのかといったことや、どの様に予測評価するのかということで、追加の質問をさせていただきました。ここで、地下水に関して沢を改変するというのではなく、地下水に対する影響について再質問したつもりでした。それについて、どのようにお考えなのかさらに説明をお願いしたいと思います。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。地下水については、地層そのものを全部切るような改変は、基本的には想定されないと考えております。現段階、地下水そのものが環境影響評価に扱われるかと言うと、正直なところ現段階では考えておりません。もちろん、地元で実際に水取をされている方々から非常に大きな懸念が上がった場合には、対応するというところで検討の方を考えます。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。こちらの質問について、追加の御質問はございますか。はい。

大河原専門調査員からお願いします。

[大河原専門調査員]

地下水関係でしたので、御質問いたします。現在の技術基準では、地下水を3次元的にとらえる技術はありません。ただし、高密度電気探査等を行うと、それに準ずる地下水の流れを把握するものが、場合によっては可能であります。今後そのような検討を行うのでしょうか。

[事業者]

地下水を把握する技術については、限界があるところもございます。よって、地下水を環境影響評価で対応するかと言われますと、なかなか難しいところではございます。先ほどの回答の繰り返しにはなりますが、地元の方の水の利用状況等を踏まえて、その他にも二戸市の水道事業者様とも情報交換を行います。そこで、大きな懸念が想定されると判明したのであれば、必要な処置を行っていきたいと考えております。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。それでは続きまして質問【3】についてですが、こちらは私からは特に追加の質問はございません。委員の皆様からはよろしいでしょうか。それでは続いて、質問【4】になりますが、こちら先ほどと同じ湧水の件の質問になりますが、こちらについて、追加の質問はございますか。私からは特にありません。よろしいでしょうか。次に質問【5】です。こちらは、私から追加の質問をさせていただきました。回答内で「対象事業実施区域と重なっている重要な地形の全体面積と改変面積をGIS上で算出し、全体面積に対する改変面積の割合を算定します」と書かれていますが、算定した結果からどう影響を評価するのかが回答されていません。こちらについてはいかがでしょうか。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。全体面積に対する改変面積の割合を算定しますが、この数値が何%以上なら又は以下ならと明確な指標はないところです。定量的な評価は難しいところではございますが、一般的な考え方では改変面積の割合が既存面積の数%程度であれば、大きな影響はないと評価をしていく形になると想定されます。

[伊藤歩会長]

はい。評価方法については理解しました。他に追加の御意見などありましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは次の質問【6】、こちら私からの質問になりますけども、ここでは、防災対策に関する考えを伺いたいということで、回答としては、法令等を遵守していくとのことですが、具体的な対策等が明記されていません。具体的な説明をしていただくことは可能でしょうか。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。現段階では詳細な計画が固まっていないので、具体的な対策について御説明が難しいところではございます。一般的には法に基づく届出や、対策を行うと

ともに、例えばのり面の切る角度であったり、或いは排水路の流路の幅、沈砂池・調整池の設計など、厳密に規定されている土木の規定に則て実施します。規定を守らないと、林地開発に関する許認可がありません。よって、法に則った設計を行ってまいります。本日の回答で、具体的な説明が出来ず大変申し訳ございません。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございました。追加の御質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次の質問【7】ですが、大西委員からの御質問ですが、こちらについて追加の質問等はございませんでしょうか。

[大西委員]

はい。詳細に書いていただきありがとうございます。細かい質問ですが、モグラ類をカメラトラップで撮影しているのが驚いたのですが、モグラ類を対象に仕掛けたのでしょうか。

[事業者]

別の哺乳類をカメラトラップで撮影する際に偶然取れたものです。

[大西委員]

わかりました。

[伊藤歩会長]

はい。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、次に質問【8】コウモリについての質問ですが、追加の御質問はございますか。

[大西委員]

はい。こちら先ほどの口頭説明で、種判別が出来なかったケースがあることを回答いただいたのですが、回答文書を見る限りではそのようには読めない。口頭説明の内容、種判別が出来なかったケースもあったとの趣旨をきちんと明記していただきたい。

[事業者]

ありがとうございます。以後、注意いたします。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。それでは、きちんと記述していただくことでお願いしたいと思います。質問【8】について、その他の追加質問はいかがでしょうか。

[大西委員]

特にありません。

[伊藤歩会長]

はい。それでは次に質問【9】ですが、生物現地調査の全般について、鈴木委員からの御質問ですけれども、追加の御質問等ありましたらお願いいたします。

[鈴木委員]

鈴木です。2つ追加の御質問をさせていただきます。添付資料を拝見しますと動物類については追加の調査地点を提出していただいているのですが、植物類については添付がないので、追加調査地点はないとの理解でよろしいでしょうか。

[事業者]

植物については、先行調査を行ってない範囲での追加調査を行います。

[鈴木委員]

すみません。よく聞き取れなかったので、もう一度説明をお願いします。

[事業者]

植物類については、先行調査で調査出来なかった範囲がございますので、その点については追加の調査を実施いたします。

[鈴木委員]

添付資料の付け忘れでしょうか。それを提出していただきたかったのですが、それが今回の配布資料に添付されていない。出し忘れとの認識でよろしいですね。

[事業者]

申し訳ありません。添付されていないのは事実でございます。

[鈴木委員]

分かりました。新たな搬入ルートについて、今回事業計画に加わった部分について、追加の調査を実施する予定との認識でよろしいでしょうか。

[事業者]

その認識で問題ありません。

[鈴木委員]

分かりました。2番目の質問ですが、前倒し調査の結果を方法書冊子87ページの表3.1-44で示していただいているのですが、前倒し調査の方が、ずっと調査範囲が広がったはずで、そこから今回の計画地域の中で出現した重要種のみを抽出しているのかどうかの確認をしたい。

[事業者]

先行した調査地点から、拡張した対象実施区域から絞り込んだものとなっております。

[鈴木委員]

分かりました。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい。よろしいでしょうか。私の方から1点確認させていただきます。「追加調査」の意味は、調査地点を追加するとの意味なのか、既に先行で調査している地点をさらに深く調査するのかどちらを指すのでしょうか。

[事業者]

「追加調査」の意味は調査地点を追加するとの意味でございます。

[伊藤歩会長]

はい。分かりました。他に質問【9】について、追加の御質問はございますか。では、続けて質問【10】にうつります。こちらは、永幡委員からの御質問ですが、いかがでしょうか。

[永幡委員]

はい。回答として最悪な形で返ってきており、大変怒っているところです。質問【10】の再質問4のところから遡って確認していくのが、一番早いのですが、環境省及び経済産業省自体が風力発電に関して、科学影響・健康影響等について知見が十分でないことを既に認めているものです。そのような状況にあって、先述した見解が出される以前の指針や手引きに基づいたものだけをやれば良いとの考えは、どのように考えたらそのような論理が導けるのでしょうか。

[事業者]

基本的に環境影響評価は図書に載せていくものになりますので、環境省及び経済産業省で定められた環境影響評価の定義等がございます。基本的にはこれに則って評価を行うものと認識しております。環境影響評価を行う場合に、調査手法及び予測手法の評価の基準はセットで決まっていて、確立されているものを使用するのが、環境影響評価の標準基準と考えております。現段階で環境省及び経済産業省において、風力発電機の騒音測定に係るマニュアル・指針として出ているものは本方法書にあげている指針だと認識しております。他事例でも本指針を使用したものがスタンダードとなっておりますので、当該方法書でも本指針を適用いたしました。以上です。

[永幡委員]

はい。マニュアルに沿った方法で問題ないなら、専門家がここにいる必要はありません。それだけでは十分ではないところに、付加的に調査をしてくれ或いは付加的に評価してくれとの趣旨で話をしている。そのために我々専門家が来ているわけです。もちろん、「手引きに従った評価をするな」と発言しているわけではありません。手引き等に従って計算した上で、それに則って評価するとどのような結果になることを載せていただくことは当然ですが、科学的に知見として十分ではないとされているものなので、他の見方をした時にどのようなになるのか。業者によっては、参考情報と明記しているところもありますし、色々な明記の仕方がありますが、

私が審査してきた案件の中では、お願いしたら大体の業者は WHO の基準で見た場合にどのような結果になるのか、計算してくれます。あなた方に大変な予測を頼んでいるのではなく、環境省の手引きに基づく計算をしていただければ、後はエクセルを使用すれば 10 秒程度の計算で終わります。ですから、少なくとも科学的に十分でない、今の知見で十分でないことが分かっている時には、なるべく厳しい基準で見ておいて、それでも大丈夫であると明記することが、より安全で「予防原則」に従った考え方だと思います。手引きに基づいた評価を下さるのはもちろん結構ですけれども、加えて WHO のガイドラインを見る。更には、この後に国際的に見て、極めて科学的に採用した方が良く判断できる知見が出てきた場合には、その手法に則ってもらうのが望ましいですが、是非、最新の知見で評価していただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。

[永幡委員]

質問【10】に関しては、これで結構です。

[伊藤歩会長]

はい。私も永幡委員と同様の意見を持っておりますので、是非検討していただきたいと思います。他に質問【10】のところで、追加の御意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、続いて質問【11】について、追加の御意見がありましたらお願いいたします。

[永幡委員]

はい。質問【11】に関しても、これは参考項目の対象外だからやらなくていいという議論にはなりません。我々専門家がここに在席しているのは、これは見ておいた方が安全ではないかと思っているから言っているわけです。なので、参考項目でないからといって、避けることは出来ないと強く認識していただきたいと思います。更にもう1つ、「地域自治体及び住民の御意見を伺いながら」と明記されていますが、人と自然との触れ合いの場というものは、地域住民だけが利用するところではありません。利用者の観点で最も大事で利用する人たち、或いは今まで利用してきた人たちが、これはうるさいから今後は利用したくないってことになってしまうことが一番避けなきゃいけないことです。誰がそこを使っているのかを十分に認識した上で、その人達の評価を確実にやってください。以上です。

[伊藤歩会長]

事業者さんの方から、何か回答ありますか。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。参考項目の対象外であるから調査を予定していないと明記いたしましたが、御指摘のとおり、利用者の視点からの結果を踏まえた上で、採用するか否かを判断したいと考えております。

[永幡委員]

すみません。最後のフレーズが聞き取れなかったので、最後の一節だけもう一回繰り返してください。

[事業者]

利用者の状況を踏まえた上で、実際に本項目を採用するか検討したいと考えております。以上です。

[伊藤歩会長]

その辺りを検討していただけるとのことですね。他に、質問【11】で、追加の御質問ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは質問【12】に移ります。平井委員からの御質問ですが、追加質問がありましたらお願いしたいと思います。本日、平井委員は欠席ですが、他の委員の方から何かございましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、続けて質問【13】について、追加の御質問がありましたらお願いいたします。土地の所有者に関する話になりますが、よろしいでしょうか。はい。それでは、追加質問はないので、次の質問【14】、三宅委員からの御質問について、追加の御質問等ありましたらお願いいたします。

[三宅委員]

質問するほどのことはなくて、評価の根拠を示してと質問したら、文献調査に基づいて評価を行ったとのことなので、何か文献等の根拠を出して欲しいのですが、多分ないと思うんですよ。配慮書から転記したと回答しているので。だから、それについても議論しても不毛だと思うのでここについての議論はしません。これから先、準備書段階で示す際に気をつけていただきたい点を言いますと、1つは、フォトモンタージュを作成する時の、元の写真と風車の写真その明度・彩度それから視距離、要するに良く透き通って見える時の写真とそうでない時の写真で、設定が変わりますのでそれをきちんと明記していくことが求められるということが1点。もう1つは、作ったフォトモンタージュの評価を、誰がどのように行うのかです。フォトモンタージュを作って印刷したもので見たら実際は小さくなるので、影響が小さく見えるのは当たり前です。それをどれぐらい大きく、実際の位置のように見れる、そして評価するかです。その評価者も誰が評価するかで全く変わります。当然のことで、たまに通る人であればいいねと思うかもしれないし、地元住民の方だったら嫌だなと思うかもしれない。対象を評価する人によって変わるということを前提に、誰がどのように、どのような方法で評価した結果なのかを示していくことが必要なのが1点です。それに関連して言いますと、1° との話が出ていますが、1° は1本の話であり、風車は何本も重なってくると「群化」という現象が起きます。同じものが近くに並ぶとそれが一体となって認識されることですが、その群化によって、高さとしては1つであっても幅であっても何° も広がる可能性があります。そうすると、当然それは評価が変わってくる面として認識されることとなります。そのあたりをしっかりと場所によって検討する必要があるということです。当然、配置計画に関わります。それから先ほど、質問【11】で永幡委員からも出た話ですが、配置計画で重要なのは、どこの場所から見えるか見えないかとの観点が重要になります。で、特にこのキャンプ場では、非日常の自然を楽しむ所であり、そのキャンプ場から風車がガンガン認識出来ることになると、恐らく利用者が

減っていくこととなります。その辺りもきちんと考えて、配置計画を検討し、フォトモンタージュを作っていただきたいと思います。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。事業者さんからの見解はいかがでしょうか。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。フォトモンタージュについては、写真から風車を取り込んでシミュレーションしていくものであるので、実際に現地での様子とイコールになるかと言われると、違う形で見える場合があるのは御指摘の通りでございます。環境影響評価は紙の上での評価になってしまいますので、どうしても仕方のないところもございます。その上で、環境影響評価は紙の上で行わざるを得ないものではございますので、図書の中ではそのように評価するとともに、住民説明会ではフォトモンタージュを使用して御意見をいただく所存ではございます。

[三宅委員]

紙の上で評価を行わなければいけないというのは、それはないですね。最終的に出すのは紙かもしれませんが、評価を行う時には、極端な話をすれば大きなスプリングスポットも可能でし、それによって、実際に近い投影も出来る。最近はヘッドマウントディスプレイも簡単に使えるようになっているので、それを使うことだって出来るわけですよ。そこは努力、やりようだと思います。

[伊藤歩会長]

事業者様の見解はいかがでしょうか。

[事業者]

ただ今の御指摘は、住民説明会でのお話ですか。

[三宅委員]

そうです。

[事業者]

住民説明会でスクリーンを使用した方がよいとの認識でよろしいでしょうか。それについては、現在も使用しております。

[伊藤歩会長]

三宅委員よろしいでしょうか。

[三宅委員]

いずれにせよ、誰がどのような形でどのような方法でもって投影して評価したかが分かるよ

うにしてください。

[伊藤歩会長]

はい。そのようにお願いしたいと思います。他にいかがでしょうか。はい。永幡委員。

[永幡委員]

もしかしたら、三宅先生への質問になってしまうかもしれませんが、フォトモンタージュを写すときに動画で写した方がよくないでしょうか。グルグルと回りながら写すので。いくつかの業者さんからはそのような対応をしていると聞いていたので、出来ないことではないと思います。そこまでしなくても大丈夫でしょうか。

[三宅委員]

すいません。多分それは羽の部分の話になりますね。その方がよりいいのは間違いないのですが、それを求めるかどうかというのは、ちょっとこの中で議論が必要なのかなと思います。

[永幡委員]

分かりました。

[伊藤歩会長]

他に質問【14】のところで追加の御質問はよろしいでしょうか。はい。次の質問【15】に移ります。由井委員からの御質問ですが、追加の質問がございましたらお願いします。

[由井委員]

本質問の回答はこれで結構です。一般論として、希少性のある動植物が存在する場合は、情報は出せないとの認識で事務局も考えていると理解してよろしいでしょうか。

[事務局]

その認識で問題ありません。

[由井委員]

はい。そういうことです。この質問はこれで結構です。

[伊藤歩会長]

質問【15】について、他に追加の御質問はありますか。よろしいでしょうか。では、次の質問【16】ですが、追加の御質問がありましたらお願いいたします。

[由井委員]

資料の図から、風車設置予定地の間に道路が通っているのですが、これは既存道路なので致し方ないのですが、風車の配置を見ると、ミズナラ群落これは2次林ですが、ここに当然ですが、作業路が入りますね。よって、影響は大きいと考えております。方法書冊子の230ページ

の配慮書に対する経済産業大臣意見もそうですし、同様に岩手県知事意見でも「回廊に風車の設置を極力回避せよ」と書いてある。それにも関わらず、今回の配置図を見ると民有林ではあるが、回廊のど真ん中に堂々と設置する予定となっている。因みに二次林ではありますが、この辺りでは、あまり残っていないブナ、ミズナラ林の中に風車を配置する考えが理解できない。まず、それをお聞きしたい。

[伊藤歩会長]

はい。事業者さんの方から見解をお願いいたします。

[事業者]

緑の回廊内に風車を設置に関する旨の御質問でございますが、これについては、岩手県庁の保安林担当及び二戸市の産業振興部農林課と協議を実施いたしまして、緑の回廊については改変を妨げるものではないとの回答をいただいております。それに基づいて、計画を建てたものでございます。

[由井委員]

この緑の回廊では、西側に幅 1 キロ程の国有林が存在します。それを広げるために東側に増設したものです。皆さんが調査をして、大変な苦勞をして市町村や地元の所有者の許可を得て設定したものです。それを二戸局が改変を妨げないと言ったのですか。それ事実ですか。

[事業者]

緑の回廊については改変を妨げるものではないとの回答をいただいております。

[由井委員]

岩手県知事が緑の回廊を回避せよと述べているのに、二戸振興局が良いと言ったのですか。

[事業者]

インベナジーの小金でございます。補足説明させていただきます。岩手県の森林整備課に問い合わせしております。その結果、土地・緑の回廊についての風力発電機の設置については、法令等により規制されているものではない。よって、許可等の手続きは不要との回答をいただいております。従って、緑の回廊内、もちろん環境への対策を講じた上で、今回の計画配置を検討しているものです。

[由井委員]

この環境への対策は事業者が講じるものですが、県の自然保護課がこの部分の知事意見を作ったと思いますが、森林整備課及び二戸局との見解がバッティングしていますね。事務局で整理していただきたいと思います。この件については、そこまでにしておきます。

[伊藤歩会長]

はい。今、御指摘いただいたように、事務局で確認をお願いしたいと思います。その他に質

問【16】に関して、追加の御意見はございますか。はい。鈴木委員お願いします。

[鈴木委員]

鈴木です。現在のところ緑の回廊については、分断を確実に回避することというのが、森林管理署或いは林野庁の見解だと思うのですが、問題はどうなったら分断を分断であると判断するのか、或いは、緑の回廊の機能を損なったと判断するのか、基準が示されていない。指標がない状況ですので、これを評価するのはすごく難しい。評価するための参考値として、最終的には、樹木の伐採量と、そこがどのような林相かが分かるような、例えば、伐採予定の場所の樹木の胸高直径の平均値だとか最大値等の指標で示していただくことが必要だと考えます。現段階では作業内容や風車位置が決まっていないので算定が出来ないと思いますが、最終段階ではそれを求めたいと思います。それまでには、今申し上げた樹木伐採量の概算や、特に先ほど由井委員から御指摘のあったブナ・ミズナラ林については、どのような林相であり、どのぐらい伐採するとどう変化するのが判断できるように、胸高直径等の数値を出していただきたいと思います。これは要望したいと思います。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。事業者さんの方からお考えを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

[事業者]

緑の回廊に対する評価について御指摘をいただきありがとうございました。緑の回廊の分断や機能の損失に関して、何をもって分断と評価するのが難しいところではございます。評価手法も無く、基準も無い。手法及び基準が無いところで、一事業者がどこまで対応できるか考える必要があるかと思えます。ゼロベースから手法や基準を作り上げるのは、妥当なのかとの観点も踏まえて考える必要があります。その中で、出来ることは何かと考えた際に、実際に取れるデータや評価の参考値として使用が出来ると提案のあった胸高直径等のデータを踏まえたうえで、今後準備書の予測評価に臨んでいきます。我々も、知見が足りない部分もございますので、専門家の御意見を伺いながら検討させて頂きたいと思えます。

[伊藤歩会長]

はい。それでは質問【16】について、追加の御意見はございますか。はい。由井委員お願いします。

[由井委員]

今、植物に関する御意見でしたが、動物についてもね。微生物・小動物・地上歩行性動物・空を飛ぶ動物、全てについて分断による影響を調べる必要があります。簡単に1～2年で出来るものではない。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。コメントありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。続きまして、質問【14】～【16】に関して、伊藤絹子委員から御意見をいただいております。追加

の御質問ありましたらお願いしたいと思います。

[伊藤絹子委員]

伊藤です。御回答を拝見しますと、上位性や典型性の種を注視して評価するので、タヌキ等に関しては評価の対象にしなくてもよいとの回答になっているのですが、生態系の機能とかを判断・予測評価するときには、そこにおいて生息数の多いタヌキとかの生物種にもきちんと注目をして、評価すべきではないかなと私は思っています。その辺について「一般論ではこうですから今回はしません」との御回答ですが、もう評価はしないのでしょうか。もう少し丁寧な調査を私たちはやっていきますよという姿勢が必要ではないかなと私は感じているのですが、見解についてお聞かせいただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

事業者さんの方からお願いします。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。生態系の調査については、我々の方も中々評価が難しいと感じているところでございます。その上で、環境影響評価の中でどのように予測評価するのか、その中でこちらにも記載した通り、最近御指摘をいただく種に注視して評価しているところで、御意見でいただきました、タヌキに関しては生態系ではなく、動物の哺乳類調査にて、出現数等を見てまいりますので、決してタヌキを扱わないわけではございません。生態系の機能等を予測評価するとの観点から、今回上位性・典型性の種を選択した次第です。

[伊藤歩会長]

はい。伊藤絹子委員いかがでしょうか。

[伊藤絹子委員]

わかりました。動物相の調査のところで、タヌキ等についてもきちんと調査をするとのことですので、そこで得られた情報もきちんと重ね合わせて、生態系の評価は全体としての評価が一番大事ですので、そのあたりを結び付けて出来るだけ丁寧な、そして評価がきちんと出来るようなところに持って行っていただきたいと思います。大変なのは私たちも十分承知していますし、難しいことも分かっております。私たちも応援しますので、その辺は丁寧にやっていただきたいと思いますと考えております。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。事業者さんの方はいかがでしょうか。

[事業者]

はい。ありがとうございます。引き続きご指導いただければと思います。

[伊藤歩会長]

そのように進めていただけるということによろしいでしょうか。

[事業者]

生態系に関しては、複数種選択してしまいますと評価が難しくなりますので、経産省の審議会の意見も含めて判断になるかと思えます。タヌキについては、哺乳類の調査で間違いなく拾ってまいりますので、その結果を見た上で準備書に反映させたいと考えております。

[伊藤歩会長]

はい、伊藤絹子委員よろしいでしょうか。

[伊藤絹子委員]

結構です。ありがとうございました。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。他に御意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは続きまして質問【17】、由井委員からの御質問ですけれども、追加の御質問ありましたらお願いいたします。

[由井委員]

はい。本日配布された資料1 補足資料の4ページ。風車の規格が記載されています。前回の風車の規格では、地上からブレード下端までの距離が約45m、今回の規格では地上からブレード下端までの距離が61.5mと書かれています。ここで、コウモリの調査方法が方法書268ページに載っています。バットディテクターを地上から30mの箇所に設置すると、気象観測塔の。そうしますと、一番衝突の多いヒナコウモリ・ヤマコウモリ類は飛翔域から考えると、設置した装置に対して30m下の鳴き声には届かない。そうすると、今回の大型風車の底の部分しか調査出来てないことになる。この調査では非常に不十分です。そのような理由で、LEDライトを推奨しております。次に、今日配布された質問【9】別添資料-1の図6.2-7 哺乳類調査地点位置図を見ると、分かりにくいのですが緑マルで「コウモリ類音声モニタリング調査地点」が事業実施区域内の南側に1地点しかありません。この巨大な風車が建った際に、この1地点では何も分からない。以上から、LEDライトでの調査を推奨しますが、既にLEDライトによる調査を行ったかを確認したい。

[事業者]

コウモリに関しては、LEDの調査は現段階では行っておりません。

[由井委員]

そうしますと、準備書提出までに必ず行う必要があります。やっていただけますでしょうか。

[事業者]

コウモリ類の調査手法に関しては、コウモリ専門家の先生の御助言を方法書の縦覧後にいただいております。設置高さについては、方法書では30mと明記されていますが、これについては表記誤りがありまして50mのところにもバットストライクを設置しております。現段階では、LEDライトによる手法を採用するかについてはお答えかねますが、コウモリの専門家の先生の御意見を受けながら調査手法を決定してまいります。

[由井委員]

コウモリ類の専門家の御意見は、気象ポールでやりなさいと言っているのですが、気象ポールは、下の方に索張りしてあって、ステイ（索）が24本から32本あって、それをコウモリは避けて飛ぶことが分かったので、あまり信用できない。以上から、LEDライトさもなければより高度な方法は遠赤外線ビデオカメラです。ここは、既存道路が通っているのでカメラで見れば一発で分かります。緑の回廊内に風車を設置するのであれば、このくらいの調査をやらなければ何も分からないし、対策も立てられません。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。事業者さんいかがでしょうか。

[事業者]

今の御意見は参考にさせていただきます。LEDでコウモリを照らした時の種の判別が出来るのかが、私の知識不足もあり大変恐縮ですが、照らすことで何かが飛行しているのは分かります。その上で、数や種まで判定できるかというとなかなか難しいことから、御提案された手法を調査しますと簡単にお答えするのはいたしかねます。

[由井委員]

バットディテクターでも分からない。それが直接見えた方がよっぽど分かりやすいと思います。特に衝突しやすいのは、上空を高空で飛ぶヒナコウモリとヤマコウモリですから、見ればすぐ分かります。他の鳥との識別は難しいですが、最近各地のアセスでこの手法を実施したところ、20~30羽と簡単に確認されている。よって、この手法を用いないことはあり得ない。気象ポール上のデータではほとんど評価できないデータしか取れないので、緑の回廊の機能を調査するのであれば、LEDライトか遠赤外線ビデオカメラで調査しないと正解が得られないので、その手法でなければ準備書は受け付けられません。以上です。

[伊藤歩会長]

事業者さんには是非検討していただきたいと思います。他に質問【17】のところで追加の御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは質問【18】に関しまして、由井委員からの御質問ですけれども、いかがでしょうか。

[事業者]

すみません。事業者からです、よろしいでしょうか。我々も調査を実施しないわけではなくて、調査出来るものは実施いたします。今、由井委員から御発言のあった指定した手法でないと準備書は受け付けられないとの御発言は、どのような環境影響評価法にのっとったご発言でしょうか。岩手県としての見解なのでしょうか。事務局に伺いたいと思います。

[由井委員]

ありますよ。他県でもイヌワシが存在したから、審査は延期した事例もあります。滋賀県で。

[事業者]

この調査手法でなければ準備書の審査ができないとの御発言が理解できないのですが。

[由井委員]

私は審査しませんとの意味です。岩手県としては受け取れない。

[事業者]

これは、岩手県としての見解なのでしょうか。

[由井委員]

私の見解です。私は審査委員ですから。審査委員の意見は評価してもらわないと、審査委員会が成り立たない。より精確な方法、技術指針に基づく新しい方法を提言しているのに、それをやらなかったら準備書は評価出来ないじゃないですか。私が言った方法より更に良い方法があるならそれでやってください。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。

[事業者]

検討します。

[伊藤歩会長]

はい。是非、お願いしたいと思います。他に御質問ございますか。それでは次の質問【18】に移りたいと思います。こちらも由井委員からの御質問ですが、追加の御意見がありましたらお願いいたします。

[由井委員]

はい。回答については概ね結構ですが、先ほどと同じくブナ・ミズナラ林のところで、新しく風車を設置することになりましたので、スポットセンサス＝なわばり記図法をやっていただく。それに当たり図には調査地点が1つあります。ブナ・ミズナラ林のど真ん中に1箇所あります。ただ、1箇所では、事後調査において対照区を設けて設置しなければならないのですが、

対照区がないので、評価が出来ない。風車を設置する場所と数百m離れた箇所に、セットでなわばり記号法の定点を少なくとも最低1箇所、本来なら植生環境別に3箇所程設置しないと平均値が算出出来ないのがダメですが、やむを得ず1箇所、対照区を含めて風車を設置する場所と数百m離れた箇所の2箇所で定点調査を行うことが1点。観察半径が25mから50mに広がると、回答にも書いてありますが、全ての出現鳥、定点から観測できるもの全て、鳴き声及び姿だけでもそうですし、これを全て地図上に落としてもらわないと後で比較できないので、その方法で実施していただきたい。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。事業者さんの方から、見解をお願いいたします。

[事業者]

御指摘の件については、見直しが可能であれば改善しますし、提案された方法についても検討いたします。

[伊藤歩会長]

はい。他に追加の意見はございますか。ちょっと時間も押しておりますので、なければ次に進みたいと思います。次に質問【19】大河原専門調査員からの御質問ですけれども追加の御意見がございましたらお願いいたします。

[大河原専門調査員]

はい。質問【19】はですね、PS検層を行うということで、ボーリングについても検討すると思うのですが、どのくらいの数を考えられているのか教えてください。

[事業者]

稲庭ウインド東京2の方から回答いたします。ボーリングの地点数についてお聞きしたいと理解しましたが、各風車に対して1本ずつボーリングを行います。よって、合計32本の地質調査を行う方向で考えております。

[大河原専門調査員]

ボーリングの深さはおよそ何m位を考えておりますか。

[事業者]

場所ごとによって異なるのですが、工学的基盤層が確認できる深さまでボーリングしますので、場所によってまちまちになります。

[大河原専門調査員]

はい。承知しました。

[伊藤歩会長]

はい。他に質問【19】の追加質問はありますか。無ければ、次、質問【20】ですね。追加の御質問等あればお願いします。

[大河原専門調査員]

方法書冊子の148ページのところで、黄色の土石流危険渓流及びオレンジ色の土石流危険区域のところに北部の搬入ルートの道路を通すようですが、わざわざここを通さなければならなかった理由を教えてください。

[事業者]

こちらについては、主に輸送路の部分でかかっているのですが、風車の備品を運び入れるために使用するものですが、こちら既に既存道路が通っておりますので、基本はその既存道路を使用するものでございます。

[大河原専門調査員]

承知いたしました。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。他に質問【20】の御質問はございますか。では、続きまして質問【21】、同じく大河原専門調査員の御質問いかがでしょうか。

[大河原専門調査員]

はい。先ほどの質問の土砂災害系ところには引っかかってこられたのですが、大きく2箇所、地すべり地形が確認されておりますので、こちらの方の把握と言いますか、特に地盤が、斜面が攪乱されている可能性がありますので、ここの調査はきちんとされた方が後々よろしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。地すべりに関しては、土木工事・作業路等の施工時に検討する事項になりますので、現段階では詳細なお話は出来なところですが、土木工事・作業路等の施工時に間違いなく対応いたします。

[大河原専門調査員]

念押しで申し訳ありませんが、他の土砂災害に比べて地すべりは非常に複雑で分かりにくいので、こちらの図の後ろ側にも更に亀裂が入っていることも結構あります。くれぐれも気を付けていただきたいことを申し上げます。

[事業者]

はい。御指摘の件を踏まえて、今後土木造成設計を注意して対応してまいります。

[伊藤歩会長]

よろしく申し上げます。はい。それでは続きまして、質問【22】になりますけども、前田専門調査員からの御質問ですが追加の御質問ございましたらお願いいたします。

[前田専門調査員]

前田です。質問【22】については、概ね了解しましたので、追加の質問等はありません。

[伊藤歩会長]

はい。他によろしいでしょうか。では、続きまして質問【23】ですね。お願いいたします。

[前田専門調査員]

はい。質問【23】では、スポットセンサスについて、ラインセンサスの方が良いとの趣旨で指摘したものです。目的にもよりますが、生息種をきちんと把握するためには、狭い範囲で時間をかけるよりも、広い面積をカバーして調査した方が、効率がいいものとなりますので、以上の理由からラインセンサスをやっていただく方が望ましいとの趣旨で申し上げたものです。出来ればこの方法で取り入れていただきたいが、もしスポットセンサスの方でやるのであれば、スポットの数をもっと増やして、多くの面積を確保出来るようにしていただければと思います。現在は7定点とありますが、この広さで7定点はちょっと少なすぎるので、倍以上に増やして、実施をお願いしたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい。事業者の方から見解をお願いいたします。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。スポットセンサス及びラインセンサスの選択は中々難しいところがありまして、正直なところ一長一短となっております。かつて、ラインセンサスで設定したアセス案件で、経産省の審議会でもスポットの方でと指摘がありまして、それにならってスポットを選択したところであり、アセス案件はスポットで対応することが原則との認識でございます。地点については、現在方法書内で7地点と明記しておりますが、御指摘のとおり面積の観点からの調査地点確保も重要だと思っておりますので、見直すことを検討することを考えています。

[前田専門調査員]

了解しました。検討よろしく申し上げます。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では次に質問【24】をお願いいたします。

[前田専門調査員]

すみません。質問【23】の再質問・意見について、質問させてください。夜間調査の方ですが、これも是非やっていただきたいと書きましたら、すでに前倒し調査を実施しており、その結果を使用することなのですが、前倒し調査がどのような方法か全く分からない状態で、ここで質問したらようやくライトで照らす等の簡単な内容が出てきましたが、いつ、どのぐらいの回数、どのぐらいの時間をかけてやったのか。そういったことも全然わからないまま、すでに、終わっていてその結果を使うとの話は、余りにも唐突でこれは問題ではないかと。前倒しというのがありますが、まずは方法をきちんと提示して、こういう形で評価しますと言って、それを認めてもらってから調査するのが本来の趣旨です。よって、このような形で、もう調査したからそれでいいと、そのようなやり方をされるのはルールに則ってないと思います。従って、ここを改めて夜間調査、きちんと計画し、この前倒しだけではなく、今後、新たに調査をしていただきたいと思います。特に、このライトで照らすというよりは、鳴き声ですね、フクロウ類などの存在を把握するために、鳴き声の調査に重点を置いてやっていただきたいので、その辺も含めて計画をたてて、実施していただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。事業者の方から考えをお聞かせいただけますか。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。夜間調査の手法はなかなか難しいところもございます。前倒し調査を既に実施したから良いと捉えられてしまった点については、こちらの回答に至らぬ点がありお詫び申し上げます。今回、方法書図書の中に夜間調査の結果を載せるか迷ったところもございます。手法や結果を全て掲載するとボリューム的に準備書に近いものになってしまい、方法書としての位置づけが見えづらくなってしまうと懸念したところでございます。御指摘いただきました調査時期や手法については、準備書には確実に載せますし、追加調査については、現時点では予定しておりませんが、渡り鳥等調査データはそろっておりますので、基本はそちらで評価予測させていただければと考えております。鳴き声の調査については、どのぐらいの種が拾えるか難しいところもございますので、検討させていただければと存じます。

[前田専門調査員]

調査方法はきちっと全て示すのは大前提ですので、そこは面倒がらずにやっていただきたいと思います。後、これから追加調査をやっていただくとの御回答でしたので、夜間調査の方もしっかりとお願いしたいと思います。鳴き声はスポットセンサスのように、一定の場所で、鳴き声があるかどうかを聞けばいいだけなので、そんなに難しいものではないと思いますので、よろしく申し上げます。

[伊藤歩会長]

はい。よろしいでしょうか。ここで事務的な確認をさせていただきます。審査会の時間が12時半までとなっているのですが、まだ御質問が残っておりまして、重要な審査会であるので引き続き審査を継続したいと思っております。会場は13時まで使えるのですが、このまま継続さ

せていただいてもよろしいでしょうか。事業者様の方も大丈夫でしょうか。はい。リモートの委員の皆様方もよろしいでしょうか。はい。それではそのようにさせていただきたいと思えます。では、継続させていただきます。次に質問【24】、前田専門調査員からの御質問です。追加の御質問ありましたらお願いいたします。

[前田専門調査員]

はい。これはですね、猛禽類の進め方に則って設定したとの回答ですが、猛禽類のバードストライクを防ぐためには、特に、非営巣期に飛んできて衝突する事例が、既に岩手県内で起こっておりまして、これは非営巣期の調査を怠ったために衝突が起きた苦い経験もありますので、営巣期だけでなく非営巣期も、少なくとも2シーズンで調査されるのがいいと。先ほども同じような回答がありましたが「マニュアルに書いてあるからそうする」ではなく、バードストライクの評価のために、特に岩手県ではこういう調査が必要になります。以上から、是非非営巣期も2シーズン以上の調査をお願いしたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい。いかがでしょうか。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。非繁殖期の考え方ですが、実際の猛禽類の調査結果によるところもございまして、実施対象区域周辺の調査も実施しているのですが、風車の数及び位置に影響されるところもありまして、確かにその周辺、対象実施区域周辺の飛翔というのは確認されています。しかし、実際に風車が建つ位置における飛翔はそこまで多数確認されているものではないかなと認識しております。飛翔の状況を踏まえたうえで本当に非繁殖期も2シーズン必要かは検討させていただきたいと思えます。

[伊藤歩会長]

はい。いかがでしょうか。

[前田専門調査員]

よく話が分からなかったのですが、猛禽類はですね、例えば繁殖が成功した年と、しなかった年と様々で、1シーズンだけの状況では出てこなかったけれども、次の年はたくさん出てきたということもありますので、ある年を一回見てそれで全て評価出来ると判断するのは、かなり乱暴になります。特にバードストライクが重要事項になるので、しっかりと時間をかけて調査をお願いしたい。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。伊藤ですが私からも、過去の経緯がございますので、強く非営巣期の調査を実施させていただきたいと思えます。改めて事業者の方からも見解をお聞かせいただけますでしょうか。

[事業者]

今この段階で、その非営業期をもう1シーズン調査するかについては、正直なところ現段階ではお答えできない。実際に他事例を参考にしながら、非営業期の実施有無について検討したいと思います。

[伊藤歩会長]

いかがでしょうか。

[前田専門調査員]

他事例と比較するのは必要なくて、それぞれの場所に固有の条件で必要な調査をやっていくので、今回の場所では必要な調査だということでやっていただきたいので、他の場所では実施してないから必要ないとの理屈は、成り立たないので、控えていただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

事業者の見解をお聞かせください。

[事業者]

はい。個別の事例で判断せよとの御指摘でございますが、実際に稲庭風力発電事業の計画地の状況を踏まえた上で、非営業期について2シーズン調査するか判断したいと思います。

[伊藤歩会長]

我々の意見が聞き入れていただけないようで、非常に残念です。他にこちらについて御意見ございますか。よろしいでしょうか。はい。それでは次の質問【25】に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

[前田専門調査員]

はい。ゼロオプションについては、非現実的で設定しない点は了解しました。ただし、評価にあたってゼロオプションという形ではなくても、事業を実施しなかった場合と、事業を実施した場合の違いについてきちんと評価をすることが必要です。上述のような視点を常に持っていただきたいと思います。事業のやり方の中で比較するのではなく、比較の中に「常に事業を実施する・しない」その比較の中で実施しなかった場合での評価を、今後お願いしたいと思います。以上です。

[伊藤歩会長]

事業者の考えはいかがでしょうか。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。ゼロオプションについては、配慮書段階で整理する項目でございますが、現実的に配慮書を提出する段階で事業を実施しないとの選択肢は基本的には無いと考えております。配慮書段階で「事業を実施しません」との趣旨を説明するのは我々として

も表現が難しいところではございます。以上より、回答に明記した通り非現実的であると記載させていただきました。明確な回答になっておりませんが、御承知願います。

[伊藤歩会長]

はい。よろしいでしょうか。他に御意見ございますか。なければ質問【26】に移ります。県民くらしの安全課からの質問ですが、こちらについては、追加の御意見ございますか。よろしいですか。それでは回答のように進めていただければと思います。続きまして質問【27】自然保護課からの意見となります。こちらについても、よろしいでしょうか。はい。続きまして質問【28】環境保全課(事務局)からの御意見になりますが、いかがでしょうか。

[事務局]

環境保全課でございます。質問【28-②】のところ、今回の方法書知事意見から工事開始までのスケジュール等について提示していただきたいと質問させていただきました。今回の審査会で委員の皆様から様々な意見が出て、これから事務局の方で知事意見を形成して参ります。質問【28-②】の再質問2のところでも記載しておりますが、形成した知事意見の中で、事業者様が想定してない追加調査等が明記された場合、基本的に事務局といたしましては全ての調査が終わらない限り、準備書は審査出来ないと考えておりますので、知事意見に記載されている調査を完了させてから準備書を提出していただきたいことを、留意していただきたいと考えております。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。事業者様の方はよろしいでしょうか。

[事業者]

御指摘いただいた点については、法手続きに則ってどこまでの対応が許容されるかというところも含めて検討させていただきたい。以上です。

[事務局]

法手続きであることは承知しておりますが、方法書の知事意見で書かれた項目を反映していただきたいことが、事務局としての意見でございました。そこをよろしくお願いいたします。以上です。

[伊藤歩会長]

そのようにお願いしたいと思います。はい。由井委員、お願いいたします。

[由井委員]

回答に記載してあるスケジュールですが、動植物の追加調査も6月までに終了するとのことでしょうか。

[事業者]

現段階では、そのような計画で進めております。

[由井委員]

そうなる、本日議論した調査方法はほとんど出来ないってことになりますね。それでは困るので、準備書を提出したとしても評価書までに今回、要望した追加調査を実施されるようお願いいたします。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。事業者様の方から何かございますか。

[事業者]

はい。今、由井先生から御指摘いただいたように、こちらの発電等のスケジュール都合で申し上げたところもありますが、環境影響評価についてきちんと実施しないことではございません。準備書までにきちんと出来ること、準備書段階でいただく御意見もあるかと思えます。それについては、他の事例でもあるかと思えますが、準備書を進めながらいただいた御指摘に対して、最後の評価書までにデータを揃えさせていただきます。決して調査を蔑ろにするものではございません。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。スケジュールに関して、御意見ございますか。なければ、全体を通していかがでしょうか。それでは、ここからは非公開部分の審議になりますけども、非公開に該当するところは、今回特に無さそうですが、よろしいですか。はい。それでは非公開審議はないとのことで、全体に関して再度確認させていただきますが、追加の御意見、御質問ございますか。はい。由井委員お願いします。

[由井委員]

既に出された質問以外の質問になります。コウモリに関するところですが、178.5mの風車の機能ですが、コウモリが当たらないようにとコウモリの会から要望がよく出ていますが、カットイン風速ですね。風速が3m位になると回転を始めるのですが、そのカットイン風速が5m位になるとコウモリが非常に当たらなくなります。また、カットイン風速が3m以下だと風車が空回りし、もっともコウモリが当たる状況になる。そこでフェザリングすると翼が水平になり、空回りしなくなります。カットイン風速を上げることと、フェザリング、翼を水平にする機能が今度導入する風車に備わっているかお聞きしたい。

[伊藤歩会長]

事業者の方から回答をお願いします。

[事業者]

現段階では風車の仕様は決定しておりませんので、御指摘部分を考慮して決定して参ります。

[由井委員]

はい。フェザリング及びカットイン風速を上げることが遠隔操作で自動的に出来る仕様ならば、コウモリの会は恐らく詳細調査が無くてもそれで良いと発言すると思います。ですから、詳細調査をするか、重要な機能が備わっているか2者択一、本当は両方必要ですが、コウモリの会の要望次第ですが、どちらかで、結果的にはコウモリの衝突を防ぐことが分かればそれでいいと思いますけど。どちらにしろ、早く機種を決めてください。それに対応した調査もありますので、早急に機種を選定し、調査を進めてください。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。事業者の方、いかがでしょうか。

[事業者]

早々に機種選定を進めたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。他に、事前質問以外のところでの追加の質問に関して、他にございますか。リモートで参加されている方もよろしいでしょうか。由井先生、お願いします。

[由井委員]

平成29年3月27日の前回の方法書に対する経済産業大臣勧告の中で「ハクチョウ類・ガン類の渡りルートとなっている可能性があり要注意」と書かれていますが、今回の事前質問でも渡り鳥の質問がありましたが、既に渡りルートは調査され、ないこと分かりましたでしょうか。

[事業者]

申し訳ありません。調査されてないことが分かったとの質問でしょうか。質問の趣旨が理解できなかったのですが。

[由井委員]

野鳥の会からもガン・カモ類の渡りルートがあると思うので要注意だと。渡りルートがあるので事業を中止してほしいとの意見だと思います。そのためには、ガン・カモ類、ハクチョウ類が実際に飛んでいるか調査する必要がある。既存のこれまでに実施した調査で、ガン・ハクチョウ類が大量に飛んでいないか分かったのでしょうか、との質問です。

[事業者]

失礼しました。申し訳ありません、今手元にそれに関するデータが無いので恐縮ですが、渡り調査で、ハクチョウは飛んでいることがデータとして分かっております。その他の種は、現在のデータではあまり飛んでいないことが分かっております。

[由井委員]

はい。分かりました。今日の審議では話題に上がりませんでした。この周辺では他に2つ

の風力発電事業が計画されている。これらの累積影響がどうなるかが非常に重要です。1つの事業・エリアであればガン・ハクチョウ類は頭が良いので避けて飛んでいくかもしれないが、複数となると回避するルートが無くなるので、データをよく分析して、データが不足しているようであれば、もうすぐ3月は渡り時期に入ると、秋の渡りルートをしっかり調査して準備書に反映させてください。以上です。

[事業者]

承知しました。渡り鳥の調査については、専門家の御意見を伺いながら調査を実施しております。対象事業実施区域の中だけではなく、その周辺も調査地点として設けておりますので、総合的に評価してまいります。以上です。

[由井委員]

はい、わかりました。お願いします。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。他に全体的な御意見、御質問ございますか。はい。事務局の方から一言。お願いいたします。

[事務局]

先ほど由井委員から御質問された質問【28-②】の再質問1のところですが、事務局の見解といたしましては、あくまで今回の知事意見で書かれた調査方法を全て終わった時点の準備書を審査するものと考えておりますので、事業者回答で書かれている2022年6月までに終わったものを、一旦準備書として出して、それ以外の調査を評価書で反映させるというのは、事務局として審査出来ないものと考えておりますので、そこは事業者様誤解されないよう、きちんと方法書知事意見を反映させた準備書を提出してください。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。審査会でもそのように考えておりますので、そのようにしていただきたいと思いますが、事業者様よろしいでしょうか。

[事業者]

環境影響評価法の手続に関しては御指摘の通りでございますが、発電・電気事業法等のスケジュールもでございますので、そちらに間に合うように対応していただければと存じます。以上です。

[伊藤歩会長]

くどいようですが環境影響評価がきちんとなされてから、事業の方に進んでいきたいと言っただけでございます。よろしくお願いいたします。他に御意見はございませんか。よろしいでしょうか。それでは最後に、私の方から感想とお願いを述べさせていただきます。今回、例えば最新の科学的知見の適用といったことが議論されておりましたけども、事業者からの回

答には、本審査会の意見を軽視するようにも受け取れるような箇所がありまして、非常に残念に思っております。それから、今回の手続では特例ということで、事業者回答に対する再質問・意見照会を設けました。今後、準備書や評価書と手続は続くわけですが、次回以降ですね、このような再照会がないように、図書及び事業者回答の作成を実施していただくとともに、やはり地元ですね、意見をきちんと反映させた形で、本事業が環境に対して十分に配慮された内容となるように、真摯に対応していただきたいと思います。以上で本日の審議は、終了させていただきます。長くなりましたけども事業者の方は、お疲れ様でした。進行を事務局の方にお返しいたします。

[事務局]

ありがとうございました。事業者の皆様もお疲れ様でした。議事は以上になりますので、事業者の皆様は退席いただいて結構です。最後に委員の皆様から、何かございませんでしょうか。

(由井委員から別のアセス案件に関する御質問が出され、事務局が回答しました。)

[事務局]

以上をもちまして、本日の審査会を終了いたします。長時間、お疲れ様でした。どうもありがとうございました。